

様式第1号（第5条関係）

後援等名義使用承認申請書

年　月　日

大阪市西区長

(申請者)

住　所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏　名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

連絡先電話番号

次の事業を実施するにあたり、後援等名義を使用したいので、関係書類を添えて申請します。なお、事業に關係する法令及び誓約事項を遵守します。

記

事業の名称							
実施日時	年　月　日 (　　)	午前・午後	時	分から	年　月　日 (　　)	午前・午後	時　分まで
実施会場							
対象者及び 参加見込者数	対象者	参加見込者数			人		
入場料等	<input type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料 (として			円)	
名義等の 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> ポスター	<input type="checkbox"/> チラシ	<input type="checkbox"/> リーフレット			
	その他 ()						
他の後援等 予定団体名	<input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催 (協賛)						
連絡先	〒　一 電話	FAX			担当者		
誓約事項	<ol style="list-style-type: none">事業については、主催者（団体）が一切の責任を負います。政治活動、宗教活動、その他本件開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行いません。金品の寄附、援助、事業参加等を強要しません。暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。また、主催者の役員、構成員及びその他事業関係者は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。事業は、添付した開催要領等に基づいて実施することとし、やむを得ずこれを変更する場合は、直ちに届け出を行います。						

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市西区長 （区長名）

後援等名義使用承認決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった後援名義の使用については、
次のとおり承認します。

記

事業の名称	
承認の期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
承認の条件	1. 申請後事業計画を変更した場合は、直ちにその変更届を提出すること。 2. 事業終了後、速やかに事業完了報告書及び精算報告書を提出すること。 3. 主催者が誓約事項に違反した場合は、承認を取り消すことがあります。 なお、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しません。
留意事項	
担当	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号 大阪市西区役所 課 (グループ) 担当 _____ 電話番号 06- _____ FAX 番号 06- _____

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市西区長 （区長名）

後援等名義使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用については、
次の理由により承認できません。

記

事業の名称	
不承認の理由	
担当	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号 大阪市西区役所 課（ グループ）担当 電話番号 06- FAX番号 06-

様式第4号（第7条関係）

後援等名義使用に係る内容変更等申請書

年　　月　　日

大阪市西区長

(申請者)

住　　所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

連絡先電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で後援名義の使用承認を受けた事業について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

事業を中止します。

次のとおり、事業の内容を変更します。

変更事項	変更前	変更後
実施日時	年　　月　　日 (　　) 午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日 (　　) 午前・午後　　時　　分まで	年　　月　　日 (　　) 午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日 (　　) 午前・午後　　時　　分まで
実施会場		
その他		

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市西区長 （区長名）

後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した後援等名義
の使用承認について、次のとおり取消します。

記

事業の名称	
取消の理由	
担当	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号 大阪市西区役所 課（ グループ）担当 _____ 電話番号 06- _____ FAX 番号 06- _____

※上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、作成した印刷物等から後援等名義の名称を削除すること。また、当該取消によって生じる損失は、一切補償しません。